

委員会設置規則

2010年12月12日 制定
2012年3月10日 改正

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会(以下、「当法人」という。)定款第65条第3項により、委員会の設置並びに廃止に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 委員会は理事の発案に基づき、当法人理事会の承認を得て設置する。

- 2 前項に基づき設置される委員会は、専門委員会とする。
- 3 当法人が定期的実施する主要な事業の実施のために必要な企画・運営等を行う委員会は、事業委員会とし、本規則は適用しない。

(設置申請)

第3条 以下の事項を含んだ書面を設置議案として、当法人理事会に提案する。

- (1)名称、設立目的、対象分野
- (2)委員長候補および設立時委員名簿
- (3)設置希望期間
- (4)初年度事業計画案および予算案
- (5)その他、理事会が求める必要書類

(構成)

第4条 専門委員会の委員長は当法人の正会員でなくてはならない。

- 2 原則として、専門委員会の構成員の過半数は当法人の正会員でなくてはならない。
- 3 専門委員会の構成員のすくなくとも一人は当法人の理事でなくてはならない。

(会計年度)

第5条 専門委員会の会計年度は当法人の会計年度と同一とする。

- 2 ただし、専門委員会が独自の規則等で会計年度を定める場合は前項の規定は適用しない。

(報告義務)

第6条 委員長は専門委員会の会計年度終了後および、専門委員会の解散後速やかに、当法人理事会に対して専門委員会の会計および業務の報告をしなければならない。

- 2 年度の途中であっても、当法人理事会の求めがあった場合は、速やかに当法人理事会に対して専門委員会の会計および業務の現況報告をしなければならない。
- 3 専門委員会の構成員等に変更が生じた場合は、速やかに書面にて当法人理事会に報告しなければならない。
- 4 専門委員会の設置が複数年度にわたる場合は、当法人理事会の求めに応じて翌年度の事業計画および予算を書面にて提出しなくてはならない。

(会員への周知)

第7条 専門委員会の活動状況ならびに成果については、守秘義務等特別な理由がある場合を除き、当法人理事会を通して当法人の会員へ周知されなくてはならない。

(設置期間の延長)

第8条 専門委員会が設置申請時の設置期間を超えて専門委員会を設置する場合は、委員長は当該期間が終了する1ヶ月前までに、延長する期間とその理由を記した書面にて、担当理事を通して当法人理事会へ申請しなくてはならない。

(解散)

第9条 専門委員会は設置期間の終了をもって自動的に解散する。

- 2 専門委員会が設立目的を逸脱していると認められる場合、または第6条の規定に違反した場合は、当法人の会長は当法人理事会の決議を経て専門委員会を解散させることができる。
- 3 前項の規定に基づいて専門委員会を解散させる場合は、当該専門委員会に対して理由を示した通知を行い、弁明の機会を与えなくてはならない。
- 4 解散時の財産は当法人の本会計へ繰り入れる。

(本規則の改廃)

第10条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。